平成２２年（フ）第４３３号
川崎市宮前区宮崎２丁目12番地１　宮崎台プラザビル603
破産者　山内　重則
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
川崎市川崎区境町14番７号
破産者　三河交易株式会社
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
岐阜市大洞緑山１丁目19番11号
破産者　有限会社サンクレス
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原277番地
破産者　八千代織物有限会社
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４６３号
岡山県備前市東片上230番地
破産者　特定非営利活動法人片上まちづくり
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８号
熊本県阿蘇市内牧196
破産者　株式会社西村石油
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第１５３号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓643番地
破産者　高原産業株式会社
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７４号
鹿児島県大島郡宇検村大字生勝265番地
破産者　福永トシエ（旧姓濱畑）
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第７５号
鹿児島県大島郡宇検村生勝212番地１
破産者　有限会社顕商建
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４７号
長崎県佐世保市針尾西町397番地、開始決定時の住所長崎県佐世保市針尾西町395番地の１
破産者　吉田　秀夫
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
奈良県橿原市内膳町２丁目５番４号　メゾン宮田303、前住所奈良県橿原市内膳町３丁目８番２号
破産者　渡部チヅ子
１　決定年月日　平成23年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
奈良県宇陀郡御杖村大字神末5467番地、住民票上の住所奈良県宇陀郡御杖村大字神末5466番地
破産者　木之本庄司
１　決定年月日　平成23年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
奈良県橿原市大久保町110番地の６　改良住宅Ａ―40、前住所奈良県橿原市四条町37番地の１
破産者　寺田　和也
１　決定年月日　平成23年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
奈良県大和高田市栄町２番６―305号、前住所奈良県大和高田市永和町９番１号
破産者　田村　　稔
１　決定年月日　平成23年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
奈良県葛城市太田1010番地１、営業所奈良県葛城市當麻378―１
破産者　伏見プレス工業こと　伏見　弘一
１　決定年月日　平成23年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
奈良県大和高田市北本町２番13号
破産者　岡本武志こと　**岡**本　武志
１　決定年月日　平成23年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
茨城県つくば市上広岡527番地133
破産者　藤本　敬一
１　決定年月日　平成23年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
千葉県木更津市下郡1806番地５
破産者　川名　春代
１　決定年月日　平成23年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６６２号
宮城県黒川郡大和町吉田字荻ケ倉西44番地の３
破産者　平井　友憲
１　決定年月日　平成23年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
宮城県多賀城市高崎２丁目16番23号　レアル多賀城201号
破産者　曽根　弘晶
１　決定年月日　平成23年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係